

2017年 8月 30日

No.293

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

6月8日の総務委で又市征治議員は、電子委任状の普及の促進に関する法律案について質疑を行いました。5日以来、連続4日の委員会質疑でした

本法案は、どのように日本経済の発展に貢献するのか

又市議員は、法案には賛成としつつも、この法律が経済の発展にどのように貢献するのか、現在の電子商取引の実態等について質問しました。

高市大臣は、この法によって様々な手続きがオンラインで完結し、利便性の向上、行政の効率化、企業の生産性の向上につながると答弁しました。谷脇・情報通信国際戦略局長は、現在の電子商取引は金額ベースで全体の28%で、電子署名法に基づく認証業務の認定を受けている事業者は8社であると答弁しました。また今後の見通しとして、認証に対する需要も増大すると予想されるので、事業者も増えるのではないかと述べました。



法案とマイナンバー制度との関連

社民党はマイナンバー制度には反対ですが、本法案はマイナンバー制度とは直接にリンクするものではないので賛成しましたが、いくつかの懸念すべき点があるために又市議員はその点について質疑を行いました。①今回の法案は個人・法人番号の利便性を進めるという理解で良いのか、②電子委任状を利用しない企業が不利益をこうむることはないのか、③その所持が任意である個人番号カードを所持しなくても電子委任状を発行してもらうことはできるのか、以上3点について答弁を求めました。

谷脇局長は、今回の法案はマイナンバーを普及させる一つの手段であること、また企業の選択肢を拡大することであって、選択するかどうかは企業に委ねられており、電子委任状を利用しない企業が不利益をこうむることはないこと、また電子委任状作成の際に求められる本人確認はマイナンバーカードではなくて、民間認定認証事業者が発行したカードに格納された電子証明書でも可能であると答弁しました。

電子委任状取扱業務事業者のセキュリティー対策について

又市議員は、事業者には膨大な個人・企業・企業取引情報が集積されるが、その安全対策に政府はどのようなことを求めるのか質しました。

谷脇局長は、電子委任状の内容改ざん、企業取引の機密漏えいによる金銭的被害、電子委任状の災害時における逸失の危険性をあげました。これらの危険性を除去するための対策を整備することが事業者を認定する際の大きな基準であるとし、具体的な内容については、基本指針のなかで定めるが、通信回線経由での不正アクセスの防止、権限を有しない者による操作の防止、システムの動作記録、いわゆるログの取得、保存、責任体制の明確化と規定類の整備等について具体的に指摘しました。また定期的に外部機関の監査実施についても言及しました。